

# 貸金業の登録申請（新規・更新）手続きについて

鹿児島県 総務部 県民生活局 生活・文化課 消費者行政推進室

## 貸金業の登録

- 貸金業を営むためには、国（財務局長）又は都道府県知事の登録を受けなければなりません。

- 登録の区分
  - 営業所が複数県にある場合：財務局長登録
  - 営業所が1県のみにある場合：都道府県知事登録

- 登録の有効期間は3年間で、貸金業を引き続き営むためには、登録の更新が必要となります。
- 更新は、有効期間満了の2か月前までに申請しなければなりません。遅れた場合は新規登録申請となります。

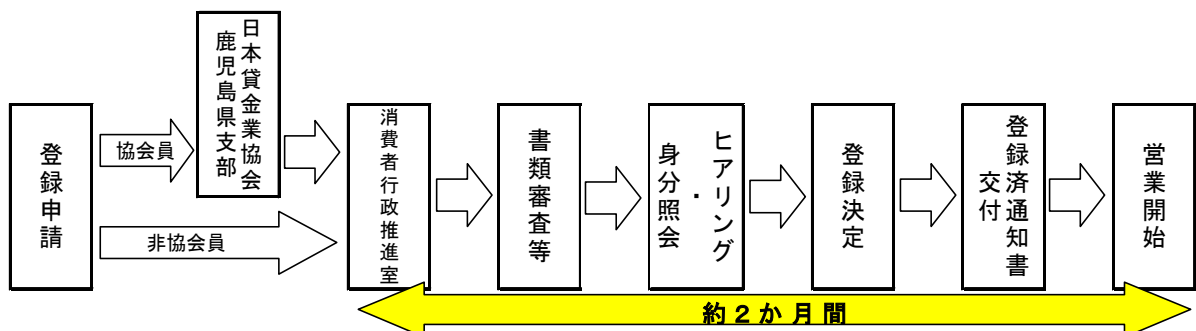
※ 下記の要件に該当する場合は、登録を受けることはできません。

### ◎登録拒否要件

- 申請者（法人の場合、常務に従事する役員）が貸付業務に3年以上従事した経験を有しない。
- 直近の財産調書又は貸借対照表において、純資産額が5,000万円以上無い。
- 貸金業務取扱主任者が設置されていない。
- その他、貸金業法第6条に規定する拒否要件に該当する。 等

## 登録申請から開業まで

- 登録申請から開業までは、県が申請を受け付けてから、およそ2か月間かかります。



- ※新規登録申請は必ず非協会員（登録業者でなければ日本貸金業協会に入会することはできない）
- ※協会員への登録済通知書の交付は、協会支部を経由して交付する。

## 登録申請書の提出先

- ◎日本貸金業協会員：日本貸金業協会鹿児島支部  
〒892-0828 鹿児島市金生町4-10アーバンスクエア鹿児島ビル4階  
Tel.099-298-9195
- ◎非協会員：鹿児島県生活・文化課 消費者行政推進室 事業者指導係  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1 9階  
Tel.099-286-2530

## 登録申請手数料

- ・鹿児島県収入証紙により、15万円を申請時に納入してください。
- ・納入いただいた申請手数料は、登録拒否、申請取り下げの場合でもお返しできません。

## 登録申請書等の提出部数

- ・登録申請書は、正本1部、副本1部（正本のコピー）を提出してください。
- ・添付書類については、各1部ずつ提出してください。

## 受付時間

- ・平日午前8時30分から午後5時15分まで（ただし午後12時～午後1時を除く）
- ・土曜、日曜、祝日等の県が閉庁日である場合は受け付けません。
- ・日本貸金業協会鹿児島支部の受付時間については、直接支部までお問い合わせください。

## 登録申請にあたっての注意

- 二重登録
  - ・同一人が、2つ以上の登録を受けることはできません。
  - ・異なる商号や屋号を使用しても同様です。
- 同一店舗における複数登録
  - ・同一店舗で、複数の業者が貸金業を営むことは、資金需要者にとって、紛らわしく、誤解を招くおそれがあるため避けてください。
  - ・夫婦や同一人による法人と個人の申請については、実質的に二重登録のおそれがあるので、どちらか一方で登録を受けるようにしてください。

## ○貸金業法（抜粋）

### （登録）

第3条 貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、1の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

### （登録の拒否）

第6条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第3条第1項の登録を受けようとする者が次の各号※のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

※登録拒否要件は以下のとおり

## ○登録拒否要件（貸金業法第6条に規定）

- (1) 申請者が、成年被後見人又は被保佐人、破産者で復権を得ない者である場合
- (2) 貸金業登録の取り消しを受けた日から5年を経過しない者である場合
- (3) 刑事罰処罰者等でその刑の執行を終わり、または刑の執行を受ける事がなくなった日から5年経過しない者である場合
- (4) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
- (5) 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- (6) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が(1)～(5)の登録拒否事由の1つに該当する場合
- (7) 法人の場合で、役員または令第3条に規定する使用人のうちに(1)～(5)の登録拒否理由のいずれかに該当する者がいる場合
- (8) 個人の場合で、令第3条に規定する使用人のうちに(1)～(5)の登録拒否理由のいずれかに該当する者がいる場合
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがある場合
- (10) 申請者が、営業所又は事務所に貸金業務取扱主任者を置かない場合
- (11) 純資産額が、5,000万円に満たない場合
- (12) 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない場合
  - ア 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること
  - イ 常勤の役員の中に貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者であること
  - ウ 営業所等ごとに貸付けの業務に1年以上従事した者が1名以上在籍していること
  - エ 貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること
- (13) 他に営む業務が公益に反すると認められる場合

# ○登録申請書及び添付書類一覧

提出部数 登録申請書 正本1部, 副本1部(添付書類は, 正本のみ添付)

番号	法人	個人	書式の名	書式の名	説明
1	○	○	登録申請書	第1面	(1)法人の場合の申請者印は, 法務省(登記所)に登録された代表者印を使用する。 (2)個人の場合の申請者印は, 実印を使用する。
		○		第2面	(1)「商号・名称」は屋号又は氏名を記入する。貸付けの業務に3年以上従事した経験が必要。 (2)「住所」は住民票の住所を記入する。役員欄には記入不要
	○			第2面	「役員」とは, 業務を執行する社員, 取締役, 執行役, 代表者, 管理人, 監査役, 相談役, 顧問, 25%を超える個人株主又は出資している個人, 親会社の50%を超える個人株主又は出資している個人等を言う。未成年者がいるときはその者の法定代理人。以下の「役員」についても同様。貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する常務に従事する役員が必要
	○	○		第3面	「使用人」とは, 営業所等の業務を統括する者(支配人, 本店長, 営業所長等), 主たる営業所等において貸付け, 債権の管理・回収等資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について, 一切の裁判外の行為をなす権限を有する者(部長, 次長, 課長等)をいう。
	○	○		第4面	「営業所・事業所」とは, 営業所を営もうとする者又はその代理人が, 一定の場所で貸付けに関する業務の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。 法人の場合は, ①名称は, 本店, ○○支店, ○○営業所, ○○店等と記入する。(個人の場合は○○店などがなければ記入不要)②所在地は, 建物名, 階数, 部屋番号まで記入し, 市内局番で場所が特定できる固定電話番号を記入する。③貸金業務取扱主任者の氏名を記入する。
	○	○		第5面	広告・勧誘等で表示等をする固定電話番号, ファクシミリ番号, フリーダイヤル, ホームページアドレス, 電子メールのアドレス等を記入する。
	○	○		第6面	行う業種の種類を選択する。
	○	○		第7面-1	(1)「貸付けの相手方」 主な貸付けの相手方を記入する。 (2)「利息の計算方法」 先取り・後取り, 単利・複利, 残債方式・アドオン方式, 円未満切捨・四捨五入の別をそれぞれに記入する。 (3)「返済の方式」 方式を選択し, 期間, 回数等を記入する
	○	○		第7面-2	「その他必要と認められる事項」貸付けの方法(貸付けの申込み及び金銭交付の場所)等を記入する。
○	○	第8面	(1)法人の場合は, 商業登記簿謄本の目的欄に記載の貸金業以外の事業をすべて記入する。 (2)個人の場合は, 貸金業以外の事業をすべて記入する。		
2	○	○	添付書類	登録免許税領収書収入印紙又は証紙貼付欄	収入証紙を15万円分貼り付ける。
3	○	○		誓約書	(1)法人の場合は, 代表者のみが誓約する。 (2)個人の場合は, 申請者が誓約する。
4	○			商業登記簿謄本	法務局(登記所)で発行されるもの(履歴事項全部証明書)。 目的欄に「貸金業, 金銭の貸付け, 融資」が入っているもの。
5	○	○		身分証明書	役員(個人の場合は申請者), 政令で定める使用人, 貸金業務取扱主任者について本籍地の市町村長が発行するもの
6	○	○		成年後見制度に係る登記事項証明書(登記されていないことの証明書)	役員(個人の場合は申請者), 政令で定める使用人, 貸金業務取扱主任者について, 全国の各法務局が発行するもの(成年被後見人又は被保佐人でないことの証明)申請手続等については, 東京法務局後見登録課, 各法務局戸籍課(本局)にお問い合わせください。
7	○	○		住民票の抄本又はこれにかわる書面	役員(個人の場合は申請者), 政令で定める使用人, 貸金業務取扱主任者について住所地の市町村長が発行するもの。
8	○	○		登録申請書等の履歴書	役員(個人の場合は申請者), 政令で定める使用人の貸金業に係る職歴及び兼業状況を全て記入。第2面に, 運転免許証, 旅券, 外国人登録証明書等の公的証明書(顔写真付きのもの)の写し(カラー)を貼付する。なお, これらが無い場合は, 顔写真(カラー縦4cm, 横3cm)を貼付し, 公官署から発行された公的証明書であって, 氏名, 住所, 生年月日が記載されたものの写しを貼付する。
9	○	○		貸付けの業務の経験者の業務経歴書	営業所等ごとに在籍する貸付けの業務(契約の締結, 金銭の交付, 債権の回収等であって, 総務, 人事, 経理, システム管理等の業務は除く。)に1年以上従事した経験を有する常勤の役員又は使用人について記入する(当該営業所等に在籍する常勤の役員(個人の場合は申請者)で貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者が兼ねることができる。)。必要に応じて職歴証明書等の提出を求めることがあります。

番号	法人	個人	書式の名 称	説 明
10	○		沿革	役員が法人(会計参与等)である場合、記入する。
11	○		10に係る商業登記簿謄本	法務局(登記所)で発行されるもの(現在事項証明書)。
12	○	○	貸金業務取扱主任者研修修了証書の写し	写しがない場合は、更新登録申請を受け付けません。 なお、新規登録申請の場合は、登録を受けてから6ヵ月以内に貸金業務取扱主任者研修を修了し、修了証書受領後2週間以内に、研修受講届出書に修了証書の写しを添えて提出しなければなりません。 <b>(国家資格合格者で登録済の者は登録証の写し)</b>
13	○		株主又は社員の名簿	議決権の多い順に5名(法人を含む)記入する。
			親会社の株主又は社員の名簿	議決権の多い順に2名(法人を含む)記入する。
14	○	○	登録申請者、重要な使用者及び貸金業務取扱主任者の氏名等	役員(個人の場合は申請者)、政令で定める使用者、貸金業務取扱主任者について記入する。
15		○	財産に関する調書	個人の預金、土地等の資産及び借入金等の負債を記入する。(資産及び負債の額を証する書面を添付する【例えば、金融機関の残高証明書(申請日前3日以内に発行されたもの)、証券会社の取引残高報告書、市町村の固定資産評価証明書、不動産鑑定士の鑑定評価書等])。前年度の課税・所得証明等を確認することがあります。 <b>(純資産(資産－負債)が5000万円以上必要)</b>
16	○		定款又は寄付行為	定款の写し(代表者の原本証明(証明年月日も記載すること)が必要です。) 商号、本店所在地、目的に「貸金業、金銭の貸付け、融資」が入っているもの。商業登記簿謄本と合致しているもの(合致していない場合は、株主総会議事録、取締役会議事録等で補完する必要があります。)
17	○	○	営業所等の所在地を証する書面及び営業所の写真	当該営業所等の所有又は賃貸借の形態に応じて、不動産登記簿謄本(原本)、固定資産税課税通知書(課税明細の記載があるもの。原本を提示して、写しを提出)等住居表示の確認ができるもの、賃貸借契約書、使用承諾書(原本)、マンションの場合は管理規約(写し)を添付する。
18	○	○	営業所案内図	営業所付近の地図及び営業所内見取図
19	○		貸借対照表又はこれに代わる書面	前事業年度の決算時の貸借対照表。ただし、決算期が到来していない新設法人にあつては、設立時に作成した貸借対照表。(いずれの場合も代表者の原本証明(証明年月日も記載すること)が必要です。) <b>(純資産(資産－負債)が5000万円以上必要)</b>
20	○	○	貸金業の業務に関する社内規則	資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を添付する。
21	○	○	貸金業の業務に関する組織図	貸金業の業務に関する組織図を添付する。
22	○	○	指定紛争解決機関との契約締結等の状況	新規登録時は貸金業登録番号、指定紛争解決機関の商号名称は未記載でよい。 更新登録時は上記を記載してください。

注1. 官公署発行書類は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。

注2. 申請書及び添付書類は、上の表の番号順(身分証明書、登記事項証明書、住民票及び履歴書(5～8)は個人別にまとめて)に綴ること。

注3. 太枠は、申請者が用意する官公署発行書類

注4. 次に掲げるいずれかの法人である場合は、それぞれ次に定める前事業年度の監査報告書の写しがさらに必要です。

- 会社法【平成17年法律第86号】第2条第11号に規定する会計監査人設置会社  
会社法第396条第1項後段に規定する会計監査報告
- 1以外の法人で、公認会計士又は監査法人の監査を受けている法人  
当該公認会計士又は監査法人の監査報告